AOI Partners 人事労務 LETTER

新型コロナウイルスの影響が、いまだ続いています。

雇用調整助成金については、特例措置の期限を9月末としていましたが、12月末まで延長することに決めたという報道がありました。この雇用調整助成金をうまく利用しながら、来年1月からの動向も注視しつつ事業を進めていければ、と思います。

今月は、コロナ対策から少し離れて、今、やらなければならないこと、その他、お知らせを挙げてみます。

〈2021年4月 同一労働同一賃金の施行〉

以前、こちらのレターでもお知らせしておりましたが、中小企業への同一労働 同一賃金が、2021年4月1日から施行されます。

•同じ企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間などで雇用形態による「不合理な待遇差」を設けることが禁止されます。

⇒自社の状況を細かく点検することが重要です。基本給・賞与・各種手当(住宅手当や地域手当)、福利厚生、教育訓練について見ていくことをおすすめします。 そこで、均衡、均等に反していれば、是正していく必要があります。早めに着手しましょう。

〈離職票の記載方法が変わりました〉

8月1日以降に離職した、パート・アルバイトなど、勤務日数が少ない方について、記載方法が変更になり、失業給付を受給しやすくなりました。

雇用保険の失業給付の受給には、「離職した日以前の2年間に「被保険者期間」 が通算して12か月以上ある」ことが必要になります。(解雇の場合は、離職日以前 の1年間に通算して6か月以上)

これまで、1か月の日数が11日に満たない場合、被保険者期間に参入されていませんでした。今後は、日数だけでなく、労働時間による基準も設定するようになり、11日に満たない場合でも、労働時間数が80時間以上ある月を1か月として計算することになりました。10日以下の期間については、労働時間数を⑬欄に記載します。記載方法はホームページなどでご確認ください。

〈愛知県の最低賃金〉

2020年10月1日から、愛知県の最低賃金が変更になる予定です。 現行の926円を1円引上げ、927円となります。

「特定(産業別)最低賃金」については、今後審議が進められるとのこと。 また、確定次第、お知らせいたします。